

守谷市教育委員会定例会会議録 平成26年11月

1. 日 時 平成26年11月25日(火) 午前9時30分
2. 場 所 守谷市役所C棟2階第9会議室
3. 出席委員 教育委員長 高山 博
教育委員長職務代理者 山本 キヨ
教育委員 鮎川 清勝
教育委員 前山 文栄
教 育 長 後藤 光良
4. 欠席委員 なし
5. 説明のための出席者
教育部長 豊谷 如秀
教育部次長兼学校教育課長 山崎 浩行
生涯学習課長 古谷 善男
指導室長 石井 良秋
中央図書館長 飯塚 哲夫
学校給食センター所長 高橋 均
6. 傍 聴 人 なし
7. 選 挙 選挙第2号 「守谷市教育委員会委員長の選挙について」
8. 会議に付した事項
 - (1) 議決事項
議案第28号 「守谷市教育委員会点検・評価結果報告について」
議案第29号 「守谷市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則について」
議案第30号 「守谷市立図書館資料収集規程及び守谷市立図書館資料複写取扱規程の一部を改正する告示について」
 - (2) 報告事項
報告第12号 「平成26年度第二次守谷市子ども読書活動推進会議の報告について」
 - (3) その他 「小中学校の現状について」
「各課業務報告」

| | |
|-------------------------------------|--|
| <p>【1. 開会宣言】 委員長職務代理者</p> | <p>午前9時30分 開会を宣言</p> |
| <p>【2. 会議録署名委員の指名】 委員長職務代理者</p> | <p>本会の会議録署名人を指名</p> |
| <p>【3. 選挙】</p> | <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条及び守谷市教育委員会会議規則第5条の規定により委員長を選任</p> |
| <p>【4. 審議事項】 委員長</p> | <p>議案第28号「守谷市教育委員会点検・評価結果報告について」説明を求める。</p> |
| <p>学校教育課長</p> | <p>議案第28号「守谷市教育委員会点検・評価結果報告について」説明する。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>本案は、平成26年2月教育委員会定例会において可決された、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施方針に基づき、平成25年度の点検評価を実施した。 守谷市教育委員会点検・評価結果報告について承認を求めるものです。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>各委員に質疑を求める。 —特になし—</p> |
| <p>委員長</p> | <p>議案第28号「守谷市教育委員会点検・評価結果報告について」採決する。</p> |
| <p>全委員</p> | <p>異議なし</p> |
| <p>委員長</p> | <p>原案のとおり承認する。 議案第29号「守谷市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則について」説明を求める。</p> |
| <p>中央図書館長</p> | <p>議案第29号「守谷市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則について」説明する。 本案は、守谷市立図書館に係る規則について使用する館長の名称を、条例において使用する名称と統一を図るため、文言を整理するものです。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>各委員に質疑を求める。 —特になし—</p> |
| <p>委員長</p> | <p>議案第29号「守谷市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則について」採決する。</p> |
| <p>全委員</p> | <p>異議なし</p> |
| <p>委員長</p> | <p>原案のとおり承認する。 議案第30号「守谷市立図書館資料収集規程及び守谷市立</p> |

| | |
|------------------|--|
| | <p>図書館資料複写取扱規程の一部を改正する告示について」説明を求める。</p> <p>中央図書館長 議案第 30 号「守谷市立図書館資料収集規程及び守谷市立図書館資料複写取扱規程の一部を改正する告示について」説明する。</p> <p>本案は、守谷市立図書館に係る規程について使用する館長の名称を、条例において使用する名称と統一を図るため、文言を整理するものです。</p> <p>委員長 各委員に質疑を求める。</p> <p style="text-align: center;">—特になし—</p> <p>委員長 議案第 30 号「守谷市立図書館資料収集規程及び守谷市立図書館資料複写取扱規程の一部を改正する告示について」採決する。</p> <p>全委員 異議なし</p> <p>委員長 原案のとおり承認する。</p> |
| <p>【5. 報告事項】</p> | <p>委員長 報告第 12 号「平成 26 年度第二次守谷市子ども読書活動推進会議について」報告を求める。</p> <p>中央図書館長 報告第 12 号「平成 26 年度第二次守谷市子ども読書活動推進会議について報告する。</p> <p>平成 26 年度第二次守谷市子ども読書活動推進会議を開催したので、第二次守谷市子ども読書活動推進会議設置要綱第 2 条第 1 項に基づき報告する。</p> <p>委員 会議において中学校図書奉仕員の勤務日を、週 3 日から 5 日勤務とする要望があったがどのように考えているか。</p> <p>中央図書館長 子ども読書活動推進計画では、目標値を週 5 日としている。勤務日を増やす方向で考えている。</p> <p>教育長 学校司書と学校図書館奉仕員の違いは何か。</p> <p>中央図書館長 法律の改正があり、市が雇用する学校図書館奉仕員は学校司書として捉えている。ただし指定管理者が雇用し配置した場合は学校司書とはみなさないとされている。現在、法律解釈を整理している。</p> |
| <p>【6. その他】</p> | <p>委員長 小中学校の現状について報告を求める。</p> <p>指導室長 以下について報告</p> <p>○訪問・研修の実施状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一貫教育シンポジウム（10/14 山形県小国町） ・ 道徳教育乗り入れ授業について（12/2 御所ヶ丘中） |

| | |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">委員長 学校教育課長</p> <p style="text-align: center;">生涯学習課長</p> <p style="text-align: center;">中央図書館長</p> <p style="text-align: center;">給食センター所長</p> | <p>○児童生徒の様子について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究発表会（11/7 守谷中） ・いばらき教育の日キャンペーン（11/13） <p>○教職員・児童生徒の交通事故について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒交通事故者のけがの程度及び要因について 件数 小学校 5 件 中学校 8 件（11 月 21 日現在） 要因 自転車 12 件 その他 1 件 ※児童生徒の不注意 11 件 程度 打撲又は擦過傷, 骨折 ・教職員の交通事故の状況 件数 7 件（11 月 21 日現在） 要因 自動車 過失 6 件 <p>○いじめの現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知件数と対応について（10 月末現在） 認知件数 14 件（解消 12 件 継続支援中 2 件） <p>○不登校の現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10 月末現在の不登校者数の報告 件数（不登校率） 小学校 27 人（0.65%） 中学校 41 人（2.32%） <p>各課の業務状況について報告を求める。</p> <p>以下について報告</p> <p>○教職員メンタルヘルス結果報告について</p> <p>○守谷小学校視察受入れについて</p> <p>○第 3 回教育委員会点検評価委員会の開催について</p> <p>○学校建築工事状況について</p> <p>○学級閉鎖の状況について</p> <p>以下について報告</p> <p>○第 31 回守谷ハーフマラソン大会参加状況について</p> <p>○守谷ハーフマラソン医療体制の充実について</p> <p>以下について報告</p> <p>○平成 26 年度図書館利用状況について 貸出冊数 535,958 冊（10 月末現在）</p> <p>○図書館まつりにについて</p> <p>以下について報告</p> <p>○学校給食異物混入について 原因及び対策について報告</p> |
|---|--|

| | |
|------------------------------|---|
| <p>【7. 教育長報告】</p> <p>教育長</p> | <p>①教育委員会点検・評価結果報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価員の意見を生かし事業の改善を図る。 ・発信方法を工夫し、教育委員会の取組を市民に理解いただき、意見を頂ける方策を考えたい。 <p>②「いばらき教育の日」一斉キャンペーンについて</p> <p>あいさつ運動、いじめ防止共同スローガンの周知を行った。この取組は、地域と連携することが重要であり、市を挙げて取り組んでいける体制としていく。</p> |
| <p>【8. 閉会宣言】</p> <p>委員長</p> | <p>午前 10 時 50 分</p> <p>閉会宣言</p> |